

発達障がいのある児童生徒のための 指導の手引き

(令和5年度 改訂版)



平成31年3月

岐阜県教育委員会

発達障がいのある児童生徒のための指導の手引き

《目次》

1 はじめに	…3
2 指導にあたって	…4
(1) 発達障がいとは	
(2) 児童生徒一人一人の適切な実態把握を	
(3) 「ユニバーサルデザイン」の視点を踏まえた授業づくりの推進	
(4) 合理的配慮の決定にあたって	
3 実践例	…5
(1) 音読が苦手なAさん	
(2) 文章を読んで理解することが苦手なBさん	
(3) 板書をノートに書き写すことが苦手なCさん	
(4) 漢字を書くことが苦手なDさん	
(5) 作文が苦手なEさん	
(6) 聞くことが苦手なFさん	
(7) 話すことが苦手なGさん	
(8) 計算することが苦手なHさん	
(9) 仲間とうまくかかわることができないIさん	
(10) 仲間とうまくかかわることができないJさん	
(11) 仲間とうまくかかわることができないKさん	
(12) すぐに手を出すLさん	
(13) すぐに手を出すMさん	
(14) 意図的に不適切な行動をするNさん	
(15) —1 意図的に不適切な行動をするOさん	
(15) —2 不適切な行動をするOさん	
(16) こだわりが強いPさん	
(17) 整理整頓ができないQさん	
(18) 持ち帰るものを置いて帰ることが多いRさん	

※実践例(9)～(18)については、平成30年度発達障がい児童生徒支援事業 県専門支援員(実践者)の派遣における指導・助言を参考としています。

1. はじめに

ある小学校の教員からこのようなお話を伺いました。

「Aさんは音読することが苦手で、一文字ずつ『あ・し・た・は』と読んでいました。

Aさんのお母様と相談して本人に了解をもらい、文節ごとに区切りの線を引くようにしてみました。しかし、それでもAさんのたどたどしい読み方は変わりませんでした。そこで次に厚紙で読む行だけが見える穴あきカードを作成して、音読の際に活用するようになりました。すると、以前に比べてすらすらと読めるようになりました。Aさんは、多くの情報の中から読む箇所注目することに困っていたのかもしれませんが。その後、他の教科においても注目する箇所が分かるように個別に示すことで、学習活動に意欲的に参加するようになりました。」

この事例のように、学習面で困難さがある児童生徒に対して、実態把握を踏まえて必要だと思われる支援を試行しながらその子の困難さの要因を探っていくことで、次に困る場面を想定して支援を行えるようになり、児童生徒の学習上の困難さが改善されることがあります。Aさんにとって学習活動に参加するために有効な支援が見つかったことは重要です。日々児童生徒の姿をみつめ、指導している教員だからこそ気付けることがあります。本人にとって必要だと思われる支援を試行しながら、困難さの要因を絞り込んでいく営みを大切にしたいものです。

岐阜県では、平成28・29年度にかけて「発達障がいのある児童生徒への教育支援体制検討会議」を開催し、発達障がいのある児童生徒の特性を踏まえた支援の充実に向けた検討を行ってきました。これに関連した学校訪問や市町村からの情報提供等を通して、発達障がいのある児童生徒の学習上の困難は様々で、失敗や思うようにいかない経験を繰り返すと、学習意欲の低下や学校生活への不適応を招くことがあると改めて実感しました。一方で教員の側からは、「個別に指導を行う必要性は感じているもののどのように指導をしてよいか分からない。」「ある手立てを試してもうまくいかなかったときに、次の一手が思い浮かばない。」といった声がよく聞かれました。

こうした現状を踏まえ、児童生徒の学習上の困難の改善に向けた事例集として本手引きを作成しました。本手引きでは、学習面での困難さに焦点をあてて「想定される困難さの要因」や「考えられる合理的配慮及び支援(例)」を掲載しています。ぜひご活用いただき、児童生徒一人一人の指導の充実が図られるようお願い申し上げます。

平成30年3月

岐阜県教育委員会 特別支援教育課

2. 指導にあたって

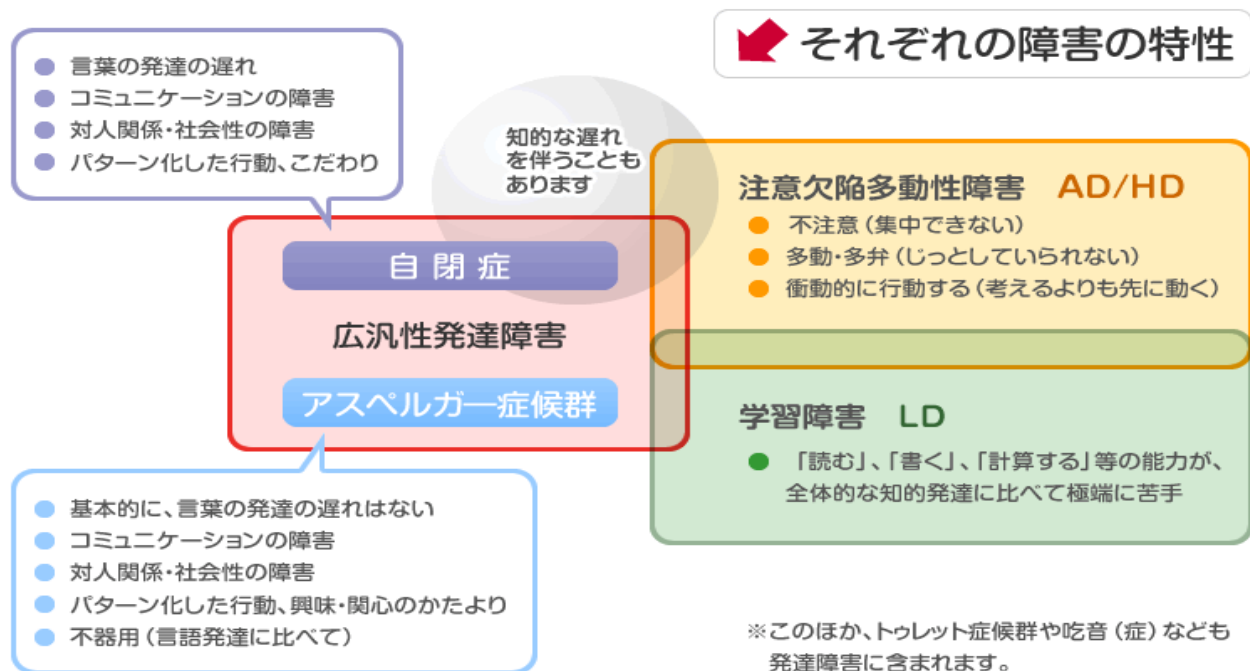
(1) 発達障がい(*1参照)とは

発達障がいは『発達障害者支援法』において次のように定義されています。

『発達障害者支援法』

(平成十六年十二月十日法律第百六十七号 最終改正:平成二十八年法律第六十四号)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。



政府広報オンライン『発達障害って、なんだろう?』

発達障がいのある児童生徒の状態像は、年齢に伴って、また、まわりの環境によって変化する場合があります。そのため、小学校の低学年と高学年とで診断が変わることもあります。

診断名のみで固定的な見方をするのではなく、本人の状態像から丁寧にみていくことが必要です。

また、発達障がいがある児童生徒のつまずきや困難な状況は見えにくく、「できるのにやらない。」「わがままだ。」などと誤解されることがあるため、適切な指導や必要な支援が受けられないまましていると、学習意欲の低下や学校生活における不適応など二次的な障がいを引き起こすおそれがあります。困っているのは本人であり、本人が何に困っているのかをみつめていくことが重要です。

*1 岐阜県では平成20年4月より、「障害」を「障がい」と表記することとしていますが、国や県が定める法令に規定されている用語、名称等や団体、機関等の固有名称は「障害」の表記を用いています。

(2) 児童生徒一人一人の適切な実態把握を

発達障がいには様々な障がいの特性があり、本人の困難さは一人一人違います。発達障がいのある児童生徒が、将来の自立や社会参加に向けて必要な力を身に付けていくためには、一人一人の適切な実態把握を踏まえたうえで、指導内容や支援の在り方を考えていく必要があります。

まずは、学校における学習面や生活面から、「できていること」と「困難なこと」を具体的に把握し、困難なことの要因を想定します。このとき想定される要因は一つとは限らず、複数考えられることもあります。困難なことの要因の分析については、保護者から家庭での情報を得ることや、通級指導教室の担当教員と連携を図ること、保護者の了解の下に、医療機関や心理等の専門家の助言を得ること、知能検査や発達検査等の活用することも有効です。

そして、想定した困難なことの要因を踏まえて、本人・保護者と相談しながら、必要だと思われる支援を試行していきます。一つの支援が有効でなかった場合には次の支援を考えますが、その際には専門家の助言を得て別の視点から児童生徒をみることも有効です。逆に、一つの支援がうまくいかなかったときに、次から次へと矢継ぎ早に支援を変えて試行すれば、本人にとってできなかった経験を繰り返すこととなります。不適切な指導が繰り返されることで、学習意欲の低下や学校生活における不適応などの二次的な障がいを引き起こす恐れもあります。本人・保護者の思いに寄り添いつつ、支援を行っていくことが重要です。

□情報収集の例 ～様々な視点から多面的に情報を収集～

リーフレット「すべての児童生徒が『分かる』『できる』授業づくりを目指してユニバーサルデザインの授業づくり」(岐阜県教育委員会)より

誰から	どのように	どのような内容を
本人	個別懇談、アンケート	困っていること、進路に関する希望 など
保護者	個別懇談、アンケート	家庭での様子、学校生活でしてほしい配慮、進路に関する希望 など
学校の職員	プレテスト、 事前アンケート、 行動観察 通級指導教室の授業参観	学習の状況、生活の様子（休み時間や部活動などにおける行動の様子） 通級指導教室における目標や学習内容、様子 など
前籍校(園)の職員	個別の教育支援計画、プロフィールブック等の引継ぎ	安全面での配慮、苦手な支援すること、うまく取り組める環境設定や働きかけ、不安定になった時に切り替えるための対応 など
関係機関の職員	保護者の了解を得て情報提供を依頼	障がいの特性を踏まえて配慮すべきこと、心理検査の結果 保健及び福祉機関の利用状況 など

よいところをのばす

困難なことの要因を想定して支援を試行していく一方で、児童生徒一人一人のよいところをのばすことも重要です。計算が得意、絵を描くのが好きなど、児童生徒の得意なことや興味・関心のあることを把握し、価値付けていきたいものです。大切なのは児童生徒が達成感や成就感を味わって、自信をもてるようにしていくことです。

(3)「ユニバーサルデザイン」の視点を踏まえた授業づくりの推進

「ユニバーサルデザイン」とは年齢や障がいの有無などに関係なく、できる限り全ての人が利用できるように製品や環境をデザインすることです。

岐阜県では「ユニバーサルデザイン」の視点を踏まえた授業づくりとして、教科のねらいや指導内容を踏まえ、授業そのものを分かりやすくすることを基盤とし、障がいのある児童生徒の特性を踏まえた指導を工夫することで、すべての児童生徒が「分かる」「できる」ようにする授業づくりを目指しています。大切にしたいのは、はじめから個別の配慮を行うことを前提にするのではなく、まずは一斉指導における工夫を行い、その上で個別の配慮が必要かどうかを検討することです。

□一斉指導の工夫

① 学習の流れやルールを提示する。

聞き方、話し方、ハンドサインの提示

ここがポイント!

授業のねらいを達成するために必要な情報を提示する。

② 必要な情報を理解しやすい方法で伝達する。

ア 視覚的な情報の提示

- ・絵や写真、キーワードを記入したカードなどの活用
- ・ICT機器の活用
- ・板書と対応したワークシートの活用

イ 視覚的な情報の言語化

- ・文章の読み上げ
- ・言葉による図や絵の説明

ここがポイント!

できる限り簡潔で、具体的な表現を用いた指示や説明をしましょう。

③ 見方・考え方を伝え合う場を設定する。

ア 授業のねらいや児童生徒の実態に応じて学習形態を設定
学級全体での意見の交流、ペア学習、グループ学習など

イ 意見の交流における指導

- ・何について意見を交流するのかを明確にする。
- ・自分の考えをもつための時間を保障する。
- ・意見を交流する際のルールを明示する。

困難さに応じた個別の配慮におけるポイント

① 児童生徒の得意な学習スタイルを生かした手立てを設定します。

<例>絵や写真など視覚的な情報を見ると理解しやすい。

言葉による説明があると理解しやすい。

② 手立ては、段階的に複数設定します。

いくつかの手立てを準備しておき、児童生徒の学習の様子から手立てが有効であるかどうかを見極めます。

③ 個別の配慮を減らしていくタイミングを考えます。

工夫や配慮はなくてもできるようにになれば、減らしていきます。

(4) 合理的配慮(*2参照)の決定にあたって

平成28年4月1日に『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)』が施行され、学校においても障がいのある児童生徒に対して合理的配慮が提供されるようになりました。

本人・保護者から学校へ合理的配慮の提供について意思の表明があった場合には、まず本人・保護者の思いをじっくり聞くことが重要です。管理職や特別支援教育コーディネーター、担任等、複数の教職員で聞くことが望ましいです。本人・保護者の思いを聞き取る際には、本人・保護者が提供してほしいと考えている合理的配慮の内容と同時に、本人が何に困っているとらえているのか、合理的配慮の提供を要望する理由を聞き取りましょう。

そして、合理的配慮について設置者・学校と本人・保護者が可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されます。本人・保護者から要望のあった内容では合理的配慮の提供が難しい場合は、その内容について提供できない理由を説明し、本人が困っていることに対してどのような合理的配慮を提供できそうかの代替案を提案します。大切なことは、本人が困っていることに対してどのような配慮があると十分な教育を受けられるのかを話し合っていくことです。

また、一度提供した合理的配慮は定期的に評価し、見直していくことが必要です。この際にも本人が十分な教育を受けられているかどうかの視点で見直すことが大切です。

□合理的配慮の決定にあたって

一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定される	
・設置者・学校・本人及び保護者による合意形成 ・本人及び保護者への適切な情報提供	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>本人及び保護者からの要望(意思の表明)</u> ※教員の見立てがきっかけになる場合もある。 2 <u>本人の実態把握</u> ・興味・関心 ・学習上又は生活上の困難 ・健康状態等 3 <u>均衡を逸した又は過度の負担かどうかの判断など</u> 設置者や学校の財政状況、安全確保の必要性、学校運営への影響、教職員の対応の可否、設置者の体制整備の状況、保護者や専門家の意見等 4 <u>個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画にも活用</u> 3観点11項目(P8に記載)から本人・保護者と合意形成を図った項目において具体的な内容を記入する。 5 <u>合理的配慮の定期的な評価・柔軟な見直し</u> 本人が十分な教育を受けられているかの視点から

本人が障がいがあることを知らない場合など、保護者のみが要望をすることもあります。

□合理的配慮について

『障害者の権利に関する条約』（平成 26 年 1 月 20 日批准）には、インクルーシブ教育システムの理念として、「障害のある子どもも一般の教育制度から排除されることなく、一人一人のニーズに応じた質の高い教育を提供すること」「個人に必要とされる合理的配慮（*2参照）が提供されること」が示されました。その後『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』（平成 28 年 4 月 1 日施行）においては、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の否定」が障がいと理由とする差別に含まれています。

*2合理的配慮とは

『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』

（平成 24 年 7 月 23 日 中央教育審議会）3(1)②

（前略）本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。

学校における合理的配慮の3観点11項目

『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）』

（平成 24 年 7 月 23 日 中央教育審議会）3(3)

<「合理的配慮」の観点(1)教育内容・方法>

<(1)-1教育内容>

(1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

(1)-1-2 学習内容の変更・調整

<(1)-2教育方法>

(1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

(1)-2-2 学習機会や体験の確保

(1)-2-3 心理面・健康面の配慮

<「合理的配慮」の観点(2)支援体制>

(2)-1 専門性のある指導体制の整備

(2)-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

(2)-3 災害時等の支援体制の整備

<「合理的配慮」の観点(3)施設・設備>

(3)-1 校内環境のバリアフリー化

(3)-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

(3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

3 実践例

(1) 音読が苦手なAさん

Aさんの姿

- ・音読がたどたどしい。一文字ずつ「あ・し・た・は」と読む。
- ・読みとばしや読み間違いがある。

想定されるAさんの困難さの要因

- ・まとまりとして語をとらえられない。
- ・多くの情報の中から読む箇所に注目することが難しい。
- ・見え方(視機能※3)に問題がある。

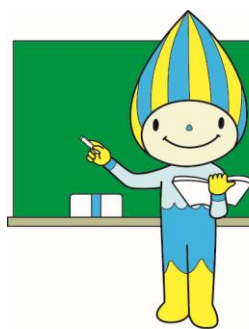
※3 視機能とは？

視機能には、視力、視野、色覚、光覚などの各種機能があります。視覚障がいとは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいいます。視力は良くても「見る力(視覚情報を認知・記憶・イメージする処理機能等)」に問題を抱えているという幼児児童生徒もいます。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

語彙を増やすために

- ・しりとりや言葉みつけなどの言葉遊びを取り入れる。
- ・フラッシュカードの単語にあう絵カードを選ぶゲームを行う。



小さい「っ」のつく言葉を言ってみましょう。

手拍子のリズムに合わせて、「か」のつく言葉を言ってみましょう。

「かき」「からす」「かまきり」
「かいじゅう」…

「はっぱ」
「せっけん」
「ホットケーキ」
…



語のまとまりを意識できるように

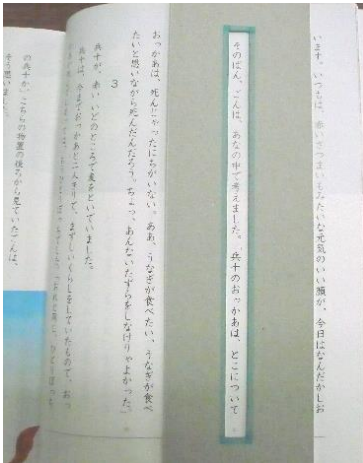
- ・文節や意味のまとまりごとに区切りの線を引く。【合理的配慮(1)-2-1】
- ・文節や意味のまとまりごとに丸で囲む。
- ・分かち書きにする。

文字を見やすくするために

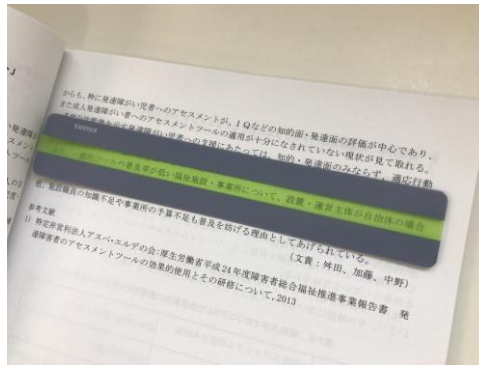
- ・色セロファンを教科書の上に置いて、地の色を変えて文字を見やすくする。

読む行に注目しやすいように

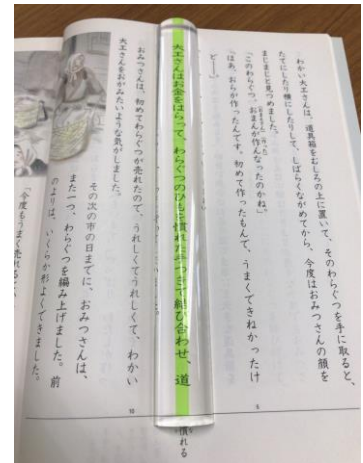
- ・読む行だけ見える穴あきカードやリーディングトラッカー（両隣の行を隠して読み進める読書補助具）やリーディングルーペ（ページの上に置くと文字を拡大する読書補助具）を使う。【合理的配慮 (I)-2-1】



穴あきカード



リーディングトラッカー



リーディングルーペ

読みの困難を補助するために

- ・デジタル教科書(※4)を活用して、文章を音声で再生しつつ、再生されている箇所をアンダーラインで表示する。【合理的配慮 (I)-1-1】

※※※音声教材について※※※

音声教材とは？

文部科学省ホームページの音声教材平成29年度会議配付資料から一部抜粋

《ホームページアドレス》

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm

○発達障がい等により、通常の検定教科書で使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材です。パソコンやタブレット等の端末を活用して学習します。

○家庭学習や学校の授業において利用します。

○文部科学省から委託を受けたボランティア団体等が製作し、読み書きが困難な児童生徒に無償で提供します。

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

○教材名 「マルチメディアデージー教科書」

○主な特徴 音声、本文等テキスト、挿絵等の図番を含む。ハイライト機能(文書などの文字列を背景色を反転するなどして、強調した表示方法のこと)あり。音声は肉声及び合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中学校の教科書を中心に作成。

東京大学先端科学技術研究センター

○教材名 「AccessReading」

○主な特徴 音声、本文等テキスト、挿絵等の図番を含む。ハイライト機能あり。音声は合成音声。視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。小・中・高校の教科書を対象。Word版のものとEPUB版の2種類を作成。

NPO法人エッジ

○教材名 「音声教材 BEAM」

○主な特徴 音声のみの教材。音声は合成音声。小中学校の国語・社会を中心に作成。スマートフォン、ICレコーダー等、MP3ファイルが再生可能な機能で利用可能。データ容量が軽く、操作が簡便。

音声教材のサンプル集について

文部科学省が作成した音声教材のサンプル集は、市町村教育委員会や岐阜県総合教育センターに配布されています。最寄りの教育委員会にお問い合わせください。

サンプル集では上記の3つの団体の音声教材をお試して視聴することができます。

※4 デジタル教科書の活用のために

○周りの児童生徒への配慮

- ・再生した音声周りに聞こえないようにイヤホン等を準備する。
- ・特定の児童生徒がデジタル教科書を使う理由や使うときの約束を周りの児童生徒にあらかじめ知らせておく。

○家庭学習であらかじめ音読練習

- ・新たな教材文を音読する際には、あらかじめデジタル教科書を使って音声を聞き、新出漢字や文章の読みの理解に役立てます。事前に練習しておくことで、学校の授業に安心して参加できます。

○パソコンの基本ソフトウェアで音声読み上げ機能の活用も

- ・あらかじめ音声読み上げ機能がついているソフトウェアや、印刷物に含まれる文字を認識して音声で読み上げる機能がついているソフトウェアもある。

(2) 文章を読んで理解することが苦手なBさん

Bさんの姿

- ・音読はできるが、内容について聞かれると答えることができない。
- ・主題や要点を問われる問題を解くのが難しい。

想定されるBさんの困難さの要因

- ・言葉や文の意味を理解して、状況をイメージすることが難しい。
- ・部分と部分や、部分と全体の関係を理解することが難しい。
- ・今まで読んできた内容を覚えておきながら、読み進めることが難しい。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

言葉や文の意味を理解し、状況をイメージしやすくするために

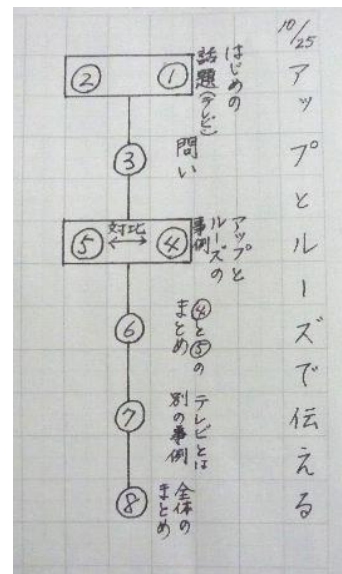
- ・文章に関係のある絵や写真、映像などを提示する。
【合理的配慮 (1)-2-1】
- ・大切だと思う言葉を丸で囲んだり、線を引いたりする。
【合理的配慮 (1)-2-1】
- ・インターネット検索や辞書アプリケーションを活用する。
【合理的配慮 (1)-2-1】

文章の構成を理解しやすくするために

- ・段落と段落の関係を図式化する。(→右写真参照)

必要に応じてスモールステップで

- ・あらすじを理解するために、大まかなあらすじの文章を書いたカードを用意し、教科書の写真や挿絵に合うあらすじのカードを選ぶゲーム(マッチングゲーム)を行う。



※教科書や教材が見にくい場合には…

○見やすい文字に変換する

タブレットPCなどでデジタル教科書を活用し、見やすい大きさに文字を拡大・縮小することも考えられます。文字のフォントや色、反転(白抜き)によっても見やすさが変わります。

○書かれている文章を音声で知らせる

PCによる音声読み上げソフトを活用することもあります。定期試験等の際には、別室で教師が問題文を読み上げることも考えられます。

(3) 板書をノートに書き写すことが苦手なCさん

Cさんの姿

- ・黒板の内容をノートに全て書き写す前に次の活動になってしまい、時間内に最後まで書くことができない。
- ・ノートをとることに精一杯で、内容の理解まで至らない。

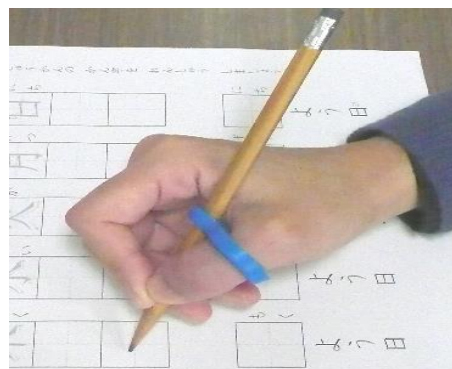
想定されるCさんの困難さの要因

- ・手先の不器用さがあり、筆記用具をうまく使えない。
- ・一度に複数のことを記憶できない。
- ・見え方(視機能)に問題がある。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

無理なく書けるようにするために

- ・筆記用具は使いやすいものを用意する。
　　<例>鉛筆にもつための補助具を付ける
　　　　三角の鉛筆を使う
　　　　鉛筆の芯の硬さを替える など
- ・マス目が大きいものや罫線のある用紙、ワークシートを用意する。【合理的配慮①-2-1】
- ・運筆の練習のために、なぞり書きや点結びのプリントを用意する。



Cさんだけでなく、必要な児童生徒全てが使えるようにすることも大切。

書く内容を覚えていられるように

- ・ノートに写すべき箇所を示し個に応じてノートに書く量を調整する。【合理的配慮(1)-1-2】
　　<例>黒板に赤いマグネット磁石を貼った箇所をノートに書き写すように本人と約束する。
- ・事前に板書の見本を準備して、ノートの横に置く。【合理的配慮(1)-2-1】

手書きだけではなく別の方法を活用することも検討する

- ・板書をカメラで撮影し、手元で確かめる。【合理的配慮(1)-1-1】
　　(タブレットPCを活用すると、撮影した板書の写真を拡大したり、背景や文字の色を変更したりして、対象となる児童生徒が見やすいように工夫できる。)
- ・提出物など、パソコン入力で打ち出したものでも可とする。【合理的配慮(1)-1-1】

ノートのどこに書いたらよいか分かるように

- (黒板の横長とノートの縦長のちがいで、どこから書いたらよいか分からない児童生徒もいます。)
- ・ノート1行分の文字数に対応して、同じ文字数で板書を行う。
 - ・ノートの書き方を全校で統一する。

(4) 漢字を書くことが苦手なDさん

Dさんの姿

- ・手本を見ながらでも、漢字を間違えて書いてしまう。
- ・書いた字を見返しても間違いに気づかない。

想定されるDさんの困難さの要因

- ・文字の形を正しくとらえることが難しい。
- ・正しい文字の形を思い出せない。
- ・目と手を協応させることが難しく、不器用さがある。

考えられる合理的配慮及び支援（例）

文字の形や構成とらえやすくするために

- ・運筆の方向を矢印で示した手本を用意する。

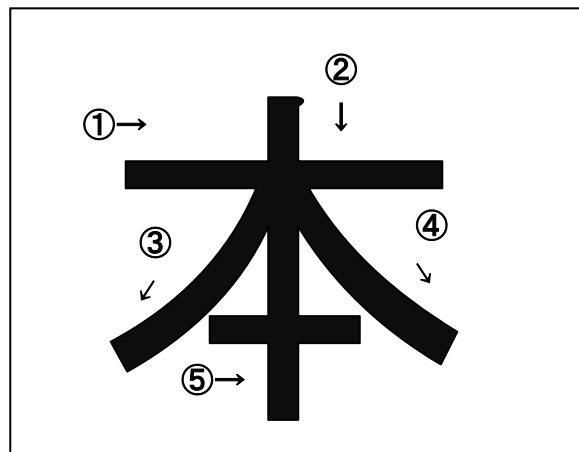
【合理的配慮①-2-1】（→右図参照）

- ・漢字の部品を分けたカードを準備し、問題の漢字カードを見て組み立てる。
- ・一見似た漢字を提示し、どこが間違っているかを指摘する。
- ・書き順に沿って、部分の形を声に出して言う。

<例>「顔」→「立・ノ（サツ）・

ノノノ（サツ・サツ・サツ）・

一・ノ・貝、18画」

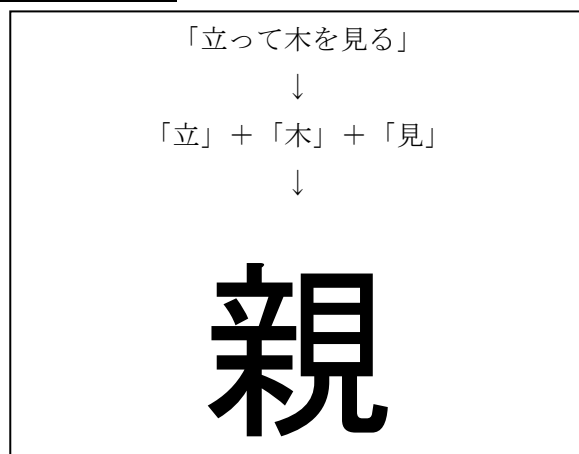


意味付けや補助的手段の活用で、記憶したり思い出したりする手助けに

- ・絵カードを見て漢字カードを選び、漢字カードを読んでから書く。
- ・漢字の成り立ちなど、付加的な情報も同時に伝える。
- ・漢字の形を言葉で覚える。

<例>「立って木を見る」（→右図参照）

- ・タブレットPCのキーボード入力で漢字変換機能を使って漢字を覚える。【合理的配慮①-2-1】



手書きだけでなく別の方法を活用することも検討

- ・タブレットPCのキーボード入力で作成する。【合理的配慮①-2-1】
- ・タブレットPCに指やタッチペンで入力する。(タブレットPCに入力した文字をテキストデータに変えてくれるアプリケーションソフトがある。)

※デジタル筆順辞典の活用

タブレットPCなどでダウンロードできるアプリケーションソフトの中で、デジタル筆順辞典があります。

タブレットPCの大きな画面に、直接指で書くことで、普段よりもゆっくりと大きく書けるので、漢字を書くことが苦手な児童にとっても取り組みやすいアプリケーションです。

一画ずつ書き順や線の動きを確認しながら、字形を確認して練習できます。

※特定の児童生徒のみがタブレットPC等を利用する場合

特定の児童生徒が何故タブレットPC等を使って学習するのかを、周りの児童生徒に対して説明します。本人、保護者、学校関係者で話し合っ、説明する内容を考えましょう。「Dさんは書くことが苦手なので…」というように「特性」として説明し、「障がい」という言葉を使うことには慎重になる必要があります。

(5) 作文が苦手なEさん

Eさんの姿

- ・作文を書き始めるまでに時間がかかる。
- ・何をどのように文章で表したらよいか分からない。
- ・文字を書くこと自体も苦手である。

想定されるEさんの困難さの要因

- ・出来事を具体的にイメージすることが難しい。
- ・順序立てて考えることが難しい。
- ・文字の形を正しくとらえることが難しい。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

書き直しができるように

- ・下書き用のメモや原稿用紙を準備する。

書きたいことをイメージできるようにするために

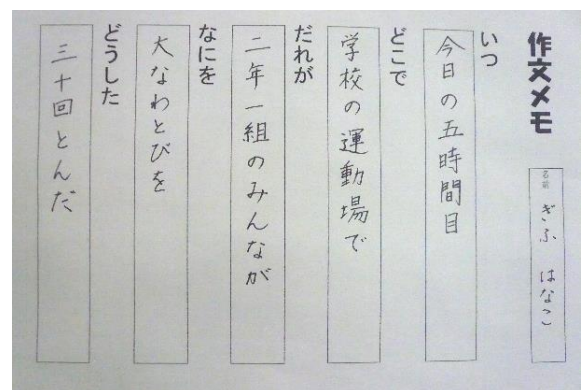
- ・書きたい場面を想起できるように、写真や動画を提示する。【合理的配慮(1)-2-1】
- ・活動の見通しがもてるように文例を提示する。
- ・何のために、誰に書くのか、目的や相手を確認する。

順序だてて書けるように

- ・「いつ」「どこで」「だれが」「なにをして」「どう思ったか」を書き込めるプリントを準備する。
- ・典型的な文例を示す。

文章の構成に見通しがもてるように

- ・書きたい場面の写真を複数選び、順番に並べる。
- ・どのくらいの分量を書くのかをあらかじめ伝える。
＜例＞「今日のまとめを3行で書きましょう。」



手書きだけでなく別の方法を活用することも検討

- ・タブレットやPCのキーボード入力で文章を作成する。【合理的配慮(1)-2-1】

(6) 聞くことが苦手なFさん

Fさんの姿

- ・学級の児童全体へ向けた教師の指示を聞いて、その内容を理解することが苦手である。
- ・教師の指示を聞き落とすことが多く、忘れ物が多い。

想定されるFさんの困難さの要因

- ・聞いただけではその内容を理解することが難しい。
- ・聞いた内容を覚えてもらえない。
- ・他の音が気になって、聞くべき声や音に集中できない。
- ・自分が言われていることに気づいていない。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

まずは学級の児童生徒全体への指示を分かりやすく

- ・できる限り簡潔で具体的な表現を用いた指示や説明をする。

自己チェック!

- ① 全員が注目していることを確かめてから話していますか。
- ② 「もっと早く」「きちんと」などあいまいな指示ではなく、具体的に分かりやすい指示を出していますか。
〈例〉時計を示しながら「〇分までに～します。」と確認する。
- ③ 否定的な言葉かけではなく、「～するといいいよ。」など次の手立てが分かるような言葉かけをしていますか。
- ④ たくさんの指示を一度に口頭だけで出していないですか。
〈例〉言葉だけでなく、板書をするなど視覚的な手がかりを添える。

聞くべき声や音に集中できるように

- ・個別にFさんの名前を呼んで、注意を向けたことを確認してから話す。
- ・ノイズキャンセリングヘッドフォン(※)を使う。【合理的配慮 (I)-1-1】

※ノイズキャンセリングヘッドフォンとは?

- ・人の話し声以外の雑音を低減させることができるヘッドフォンです。
このヘッドフォンを活用することで、エアコンの音などの雑音を気にせず、教員や仲間の話し声に集中できる環境を作ることができます。



聞いた情報を理解しやすいように

- ・口頭による指示だけでなく、視覚的に情報を提示する。話に関係のある絵や写真、センテンスカードを提示する。【合理的配慮 (I)-2-1】

聞いた情報を覚えやすいように

- ・活動の流れに見通しがもてるように、やるべきことをキーワードにして順に板書する。
<例>「①トイレ ②着替え ③運動場」と板書し、指し示しながら声に出して確認する。

聞き落とした情報を補充するために

- ・持ち物やスケジュールなど聞き落としがあってはならない情報に関しては、タブレットPC等やICレコーダーで教師の話を録音する。【合理的配慮 (I)-1-1】

(7) 話すことが苦手なGさん

Gさんの姿

- ・思いつままに話し、筋道を追って話すことが苦手である。
- ・質問の意図に合わない答えをすることが多い。
- ・人前で話すことに自信がないため、自ら挙手をして発言をすることが少ない。

想定されるGさんの困難さの要因

- ・話している間に別の話題が頭に浮かび、別の話題に話がそれてしまう。
- ・話したいことを覚えてもらえない。
- ・問われたことに対して何を答えたらよいか分からない。
- ・語彙が少ない。
- ・吃音があって、話しはじめの言葉がうまく出てこない。
- ・うまく話せなくて嫌な思いをした経験を積み重ねている。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

安心して話せるように

- ・互いのよさを認め合える温かい学級の雰囲気づくりに努める。
- ・じっくりと話を聞き、必要に応じてGさんの話したいことを別の言葉で言い換える。

話す内容を整理して

- ・話すことをイメージしやすいように絵や写真を提示する。【合理的配慮 (I)-2-1】
- ・「いつ」「誰が」「何を」「どうする」等の項目に沿って話すようにする。

どうした	なにを	だれが	どこで	いつ	できごとを話そう
読みました。 ひろいました。	食べました。 黄色いほうしを 本を ハンバーグを	先生が 友だちが わたしが	公園で 学校で 家で	月曜日 ○月○日 きのう	

話し方名人をめざそう!

- 1 「～です。」「～だと思ひます。」
- 2 「わたしは、～だと思ひます。わけは○○だからです。」
- 3 「□□さんにつけたして、～だと思ひます。わは○○だからです。」
「□□さんの意見に反対で、～だと思ひます。わけは○○だからです。」
- 4 「□□さんに質問です。どうして～だと思ひたのですか。そのわけをもう少しわしく教えてください。」
- 5 「一つ目は…です。二つ目は…です。例えば…です。」

話し合いや発表の見通しがもてるように

・話し合いの手順の例を示す。【合理的配慮 (I)-2-1】

グループでの話し合いの手順〈例〉

1. 司会と記録係を決める。(毎回同じ人にならないように)
2. 司会が本日の話題を確認する。
3. 司会係が、グループのメンバー一人一人が自分の意見をもっているか確認する。
4. 順番に自分の意見や考えを言う。
5. 仲間の意見に対して、質問や意見を言う。
6. 司会が本日の話し合いをまとめる。

よりよい話し方を児童生徒自身が意識できるように

・タブレットPCでGさんが話している様子の動画を撮影し、教師と一緒に映像をみて自分の話し方を振り返る。【合理的配慮 (I)-2-1】

※どうしても話せない児童生徒には別の方法を活用することも

人前だと緊張して話せなくなる児童生徒などの場合、話し方の練習を繰り返すことがかえって本人にとって苦しくなってしまうこともあります。場合によっては、別の方法を活用して、本人が自分で情報を伝えられるようにすることも検討していきましょう。

〈例〉

- ・発表会などでは、ICレコーダー等に本人の声を録音して、本番で再生する。
- ・レポートを書いて提出することも検討する。
- ・少人数のグループ学習で、安心して話せるグループ編成を考慮する。
- ・質問に対する回答を書いた紙を複数準備して、本人が選択できるようにする。

(8) 計算することが苦手なHさん

Hさんの姿

- ・計算が苦手で、特に繰り上がりのあるたし算は桁がずれてしまい、計算を間違えることがしばしばある。

想定されるHさんの困難さの要因

- ・数の意味や表し方を理解していない。
- ・抽象的に考えることが難しい。
- ・どこから書き始めればいいのか、どこに書けばいいのかなどの見通しがもちにくい。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

計算の意味を理解するために

- ・具体的なものや絵や図を提示して、計算の意味を示す。

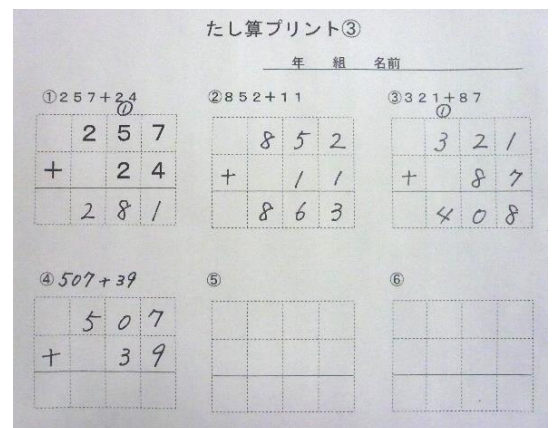
【合理的配慮 ①-2-1】

- ・繰り上がりの考え方について理解できるように、数図やブロックなどを操作して考えるようにする。

【合理的配慮 ①-2-1】

数の表し方を分かりやすくするために

- ・位が分かりやすいように、筆算用のマス目のあるプリントを準備する。【合理的配慮 ①-2-1】
- ・繰り上がった数を書く場所を決めて、目印を付ける。



※ICT機器の活用にあたって使い方のルールを決めましょう。

位取りが難しい児童生徒に対して、電子黒板やタブレットPCを活用し、マス目を表示するといった支援もできます。このようにICT機器は役に立つ道具ですが、一方で使い方を誤ると学習の妨げになることも考えられます。児童生徒と使い方のルールを確認しましょう。

《例》タブレットPCを使う時の約束

- 1 みんなが使うものです。大切に使います。
- 2 タブレットPCを落とさないように両手でもちましょう。
- 3 画面は強く押さずに軽く押しましょう。
- 4 自分のデータや写真だけを使います。それ以外のデータや写真は見たり使ったりしてはいけません。
- 5 使いたいときには先生に許可をとります。
- 6 画面に表示される広告にはさわりません。勝手に広告のゲームが始まったらあわてずに×のボタンをさわって終了させます。など

(9) 仲間とうまくかかわることができないIさん

Iさんの姿

- ・友だちと一緒に遊んでいる時やグループで活動している時に、自分の思い通りに物事が進まない場合、相手に非があると主張し続け、仲間とうまくかかわることができない。

想定されるIさんの困難さの要因

- ・興奮してしまうと、自分が言ったり行ったりしたことを忘れてしまう。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

教師や仲間の話を冷静に聞くために

- ・静かな場所に行き、まずは心を落ち着けるようにする。【合理的配慮 ①-2-3】

自分のとった言動を整理することができるようにするために

- ・トラブルが起きたときに、教師が前後関係を具体的に絵や図に表し、自分や仲間の言動を振り返るようにすることで、自分にも原因があることを理解できるようにする。
【合理的配慮 ①-2-1】



(10) 仲間とうまくかかわることができないJさん

Jさんの姿

- ・友だちと一緒に遊んでいる時やグループで活動している時などに、他人を思いやるような言動ができず、仲間とうまくかかわることができない。

想定されるJさんの困難さの要因

- ・相手の気持ちをよく考えず、言葉を発してしまう。
- ・周囲の状況に気がまわらない。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

教師や仲間の話を冷静に聞くために

- ・静かな場所に行き、まずは心を落ち着けるようにする。【合理的配慮 ①-2-3】

現在の状況を理解し、相手の気持ちを考えることができるようにするために

- ・教師と一緒に相手の気持ちを聞き、その子がどれだけ嫌な思いをしているかに気付くようにすることで、相手の気持ちを考えることができるようにする。



(11) 仲間とうまくかかわることができないKさん

Kさんの姿

- ・相手の気持ちを考えないで、相手が傷つくことを言ってしまう。
- ・友だちとトラブルになると、手が出てしまうことがある。

想定されるKさんの困難さの要因

- ・相手の気持ちを考えることが苦手である。
- ・思いついた言葉がすぐに出てしまう。
- ・言葉でうまく伝えることが苦手である。
- ・言葉よりも先に手が出てしまう。



考えられる合理的配慮及び支援(例)

気持ちを落ち着けるために

- ・離れた場所(相手が見えない場所)に連れて行き、心を落ち着けるようにする。

【合理的配慮 ①-2-3】

- ・落ち着いたら、手を出してしまった理由や、どうしたかったのか等を「そうか、〇〇がいやだったのだね。」「〇〇してほしかったのだね。」のように共感的に話を聞く。

相手の気持ちを考えるために

- ・本人の気持ちを共感的に受け止めた上で、自分がされたらどう思うかを考えるようにする。
- ・相手の気持ちを考えることができたなら、「そうだね。先生もそう思うよ。」と話す。
- ・「されてもいい。」「なんとも思わない。」という返答が返ってきたときには、本人の考えを否定するのではなく、「先生はこう思うよ。」と、違う立場からの見方を示す。(気持ちを切り替えることができるように)【合理的配慮 ①-1-1】

気持ちを伝えることの大切さを感じるために

- ・相手の気持ちを考えた上で、どうしたらよいか一緒に考える。(謝ることを強要するのではなく)

【合理的配慮 ①-1-1】

- ・気持ちを伝えると決めたら、相手に気持ちを伝える。
- ・自分の気持ちを伝え、相手の気持ちも聞く。

(例) 本人・・・「〇〇して、ごめんなさい。(何がいけなかったのか)」

相手・・・「これからは、〇〇してね。」

本人・・・「分かりました。」

(12) すぐに手を出すLさん

Lさんの姿

- ・友だちをすぐに叩いてしまう。

想定されるLさんの困難さの要因

- ・自分の意に沿わないことに対する不満の処理の仕方が分からない。



考えられる合理的配慮及び支援(例)

気持ちを落ち着けるために

- ・教師が本人に「大丈夫だよ。」などと繰り返し声をかけ、背中に手をあてたり、肩をさすったりするなどのスキンシップを取ることで、高ぶった気持ちを落ち着けるようにする。

気持ちが落ち着いたあとに

- ・本人の思いを丁寧に聞き取って困り感に寄り添い、教師と一緒に言動を振り返るようにすることで、思いをわかってもらえたという安心感がもてるようにする。

正しい行動をとることができるようになるために

- ・本人の思いに共感した上で、自分と相手の考えが違う時に「どうして〇〇さんはそう思うの。」のように相手の言動の意図を確かめる等、本来はどのような行動を取るとよかったのか、教師と一緒に考えるようにする。

正しい行動ができることを増やすために

- ・正しい行動を取ることができた時に、その頑張りを可視化し、自己の成長を実感できるようにする。【合理的配慮 ①-2-1】

(13) すぐに手を出すMさん

Mさんの姿

- ・すぐに叩いたり蹴ったりする。

想定されるMさんの困難さの要因

- ・自分の思いを言葉で伝えることが難しい。
- ・友だちの思いや考えを十分理解することが難しい。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

友だちの思いや考えを理解できるようにするために

- ・本人の思いを十分に聞き、本人に共感した上で、相手はどんな思いであったかを本人が理解しやすいように平易な言葉で確かめる。【合理的配慮 ①-1-2】

正しい言動をとることができるようにするために

- ・どのように自分の思いを言えばよかったのか一緒に考える。
- ・手を出したことによって友だちが怪我をした時には、友だちが痛い思いをするだけでなく周りの人までにも迷惑がかかることを伝えることで、手を出しそうなときに自制ができるようにする。



(14) 意図的に不適切な行動をするNさん

Nさんの姿

・大きな声を出したりお尻を出したりするなど、不適切な行動を意図的にとる。

想定されるNさんの困難さの要因

・友だちの注目を浴びたり、笑いをとったりしたいという思いが強いが、どのような方法をとればよいのか分からない。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

不適切な行動の理由を周りが共通理解する

・これまでの経験から、不適切な行動をすることによって周りの人からの注目を浴びるという誤学習をしていることを教職員間で共通理解する。【合理的配慮 ②-2】

不適切な行動を強化しないために

・不適切な行動を行ったときに、教師や周りが大騒ぎすることによって、その行動が強化されてしまう。不適切な行動があった際には、周りが落ち着いて冷静に対応する。
【合理的配慮 ②-2】

適切な方法で周りからの評価を得るために

・周囲の子が適切な行動によってほめられたり認められたりしている様子を教師と一緒に見ることにより、自分の取った言動が間違った方法であったことを確認し、誰もしていないことを理解できるようにする。



(15) — I 意図的に不適切な行動をするOさん

Oさんの姿

- ・「机の上やロッカーの上に乗る」等の不適切な行動を意図的にとる。

想定されるOさんの困難さの要因

- ・よくないことと分かっているにもかかわらず、注目してほしい気持ちが勝るため。
- ・イライラする気持ちを処理することが難しい。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

よくない行動にブレーキをかけるために

- ・どうしてその行動がよくないのか、本人に分かるように説明する。
- ・不適切な行動の理由が分かった上で、本来取るべきであった適切な行動と一緒に考える。
- ・本人と相談の上、約束づくりをする。
- ・約束が守れたら、ほめ、その頑張りを可視化し、自己の成長を実感できるようにする。

不適切な行動の要因を探り、対処するために

- ・子どもの行動を、次の①～③に分類して記録していくことで、その子の行動が「要求的行動」「回避的行動」「注目的行動」のいずれかを知ることができる。

- ①直前の出来事
- ②起こした行動
- ③不適切な行動によって得られたこと

【合理的配慮 ②-2】



(15) —2 不適切な行動をするOさん

Oさんの姿

- ・「必要がないのに、机の下にもぐる」等の不適切な行動をとる。

想定されるOさんの困難さの要因

- ・いやなことや苦手なことから逃れようとしている。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

不適切な方法による回避の行動をなくすために

- ・その行動についていきなり叱るのではなく、どうしてその行動をとったのか理由を聞き取る。
- ・不適切な行動を取った理由に共感した上で、机の下にもぐる等の方法が嫌なことや苦手なことからの回避の方法として、適切な表現ではなかったことを教える。
- ・今後はどのような方法で表現したらよいか教師と一緒に考える。
- ・適切な行動で表現ができたなら、ほめ、自己の成長を実感できるようにする。



(16) こだわりが強いPさん

Pさんの姿

- ・テストやなわとび、書き初めなどの結果に対してこだわりが強く、うまくいかないと暴れる。

想定されるPさんの困難さの要因

- ・自己の行為の結果や入賞などに対する「こうあらねばならない」という意識が強すぎる
- ・できない自分を容認できず、思った結果でないとイライラして暴れることで表現するが、その歯止めが利かない。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

結果以外のことに価値を見出すために

- ・テストの点数やなわとび等の結果ではなく、努力したこと何よりも価値があることを伝え、がんばっていることをほめる。

どうしても気持ちを抑えることができない場合

- ・どうしても気持ちを抑えることができず、イライラしてしまう場合は、「中断する」という選択もありとし、その後、どうするのかを担任や支援員と相談する。
- ・イライラが収まったところで、この後、何を行うかを担任や支援員と一緒に考える。場合によっては候補となる行動を数点あげて、その中から選択して決めるようにする。

【合理的配慮 ①-1-1】

- ・落ち着きを取り戻した後の行動に対して、自己選択・自己決定してできたことを価値付ける。



(17) 整理整頓ができないQさん

Qさんの姿

- ・片付けが苦手で、机や自分の周りが物でいっぱいになってしまう。
- ・片付けをしない(出しっぱなし・やりっぱなし)状態で、次の行動に移ってしまう。

想定されるQさんの困難さの要因

- ・次々とやりたいことがあり、興味が向いたことを優先してしまう。
- ・片付けるのが面倒だと思ってしまう。
- ・机の周りが物でいっぱいになると、何から片付けたらよいか、分からない。
- ・片付けをしていると、次にやりたいことに取り掛かるのが遅くなると考えてしまう。
- ・片付けていると次の行動を一番になれないと思ってしまう。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

片付けをすることに意識が向くようにするために

- ・活動が終わったら、片付けてから次の行動に移るように、本人と相談の上、約束づくりをする。
- ・活動の区切りの時に、周りを見るように声をかけ、片付けを意識できるようにする。
- ・多くの物でいっぱいになっている時には、片付ける順番を教え、一つずつ片付けるようにする。
(「たくさんあってできない。」とパニックにならないように、順序を教える。)

【合理的配慮 ①-1-1】

- ・片付けをしないで次の行動に移ろうとすることに対し、①～③のステップで支援する。
 - ①声をかけて片付けるように促す。
 - ②「片付ける」と書いた紙を近くに貼り、紙を指さしながらノックすることで片づけることを意識付ける。
 - ③片付けていない場所で、「コンコン」とノックをするように鳴らし、片付けに対する意識付けをする。

【合理的配慮 ①-1-1】

片付けのよさを感じられるようにするために

- ・片付けが終わった時点で周りを見るように促し、その状態が気持ちがいよこと、次の活動に移りやすいこと等を実感できるようにする。
- ・一番になることよりも違う価値があることを教える。



(18) 持ち帰るものを置いて帰ることが多いRさん

Rさんの姿

- ・机の中や身の回りの整理整頓が苦手で、家に持ち帰るものを学校に置いて帰ってしまうことがしばしばある。

想定されるRさんの困難さの要因

- ・身の回りの整理が苦手なことから、「持ち帰る物」「置いて帰る物」などを判断することが難しい。
- ・生活面から「やったらできた」という経験が少ない。

考えられる合理的配慮及び支援(例)

家庭に持ち帰るものを自分で気付くことができるために

- ・机の引き出しに仕切りを加えたり、プリントの保管ケースを2段にして「持ち帰り用」「学校に置いていく用」と分けたりする。【合理的配慮 ①-2-1】
- ・机の引き出しやプリントケースの使い方を本人と繰り返し確認する。
- ・下校する際、空になった引き出しを机の上に置いておくことをクラスのルールにする。

「やったらできた」という経験を増やすために

- ・置き忘れがなかった翌日には、「しっかりと持ち帰ることができたね。」と言って、自分でできたことを繰り返し価値付けることで、「自分はやればできる。」という自信がもてるようにする。



《参考資料》

各教科等の『小学校学習指導要領解説』『中学校学習指導要領解説』に、障がいのある児童生徒への配慮について記載されています。通常の学級においても、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障がい種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要であるとされています。

高等学校においても、学習指導要領解説（平成30年告示）に「生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫」について記載されました。

《各教科等における配慮の例》

◆各教科等の『小学校学習指導要領解説』（平成29年6月 文部科学省）より

教科	配慮の例
国語	<ul style="list-style-type: none"> 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。 自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、児童の日常的な生活経験に関する例文を示し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。 声を出して発表することに困難がある場合や、人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したり、ICT機器を活用して発表したりするなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。
社会	<ul style="list-style-type: none"> 地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。 社会的事象に興味・関心がもてない場合には、その社会的事象の意味を理解しやすくするため、社会の営みと身近な生活がつながっていることを実感できるよう、特別活動などとの関連付けなどを通して、具体的な体験や作業などを取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるよう配慮することなどが考えられる。 学習問題に気付くことが難しい場合には、社会的事象を読み取りやすくするために、写真などの資料や発問を工夫すること、また、予想を立てることが困難な場合には、見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し、学習順序を考えられるようにすること、そして、情報収集や考察、まとめの場面において、考える際の視点が定まらない場合には、見本を示したワークシートを作成するなどの指導の工夫が考えられる。

算 数	<ul style="list-style-type: none"> ・「商」「等しい」など、児童が日常使用することが少なく、抽象度の高い言葉の理解が困難な場合には、児童が具体的にイメージをもつことができるよう、児童の興味・関心や生活経験に関連の深い題材を取り上げて、既習の言葉や分かる言葉に置き換えるなどの配慮をする。 ・文章を読み取り、数量の関係を式を用いて表すことが難しい場合、児童が数量の関係をイメージできるように、児童の経験に基づいた場面や興味ある題材を取り上げ、場面を具体物を用いて動作化させたり、解決に必要な情報に注目できるよう文章を一部分ごとに示したり、図式化したりすることなどの工夫を行う。 ・空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や展開図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。 ・データを目的に応じてグラフに表すことが難しい場合、目的に応じたグラフの表し方があることを理解するために、同じデータについて折れ線グラフの縦軸の幅を変えたグラフに表したり、同じデータを棒グラフや折れ線グラフ、帯グラフなど違うグラフに表したりして見比べることを通して、よりよい表し方に気付くことができるようにする。
理 科	<ul style="list-style-type: none"> ・実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合には、学習の見通しがもてるよう、実験の目的を明示したり、実験の手順や方法を視覚的に表したプリント等を掲示したり、配付したりするなどが考えられる。 ・燃焼実験のように危険を伴う学習活動において、危険に気付きにくい場合には、教師が確実に様子を把握できる場所で活動できるようにするなどの配慮が考えられる。 ・自然の事物・現象を観察する活動において、時間をかけて観察をすることが難しい場合には、観察するポイントを示したり、ICT教材を活用したりするなどの配慮が考えられる。
生 活	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉での説明や指示だけでは、安全に気を付けることが難しい児童の場合には、その説明や指示の意味を理解し、なぜ危険なのかをイメージできるように、体験的な事前学習を行うなどの配慮をする。 ・みんなで使うもの等を大切に扱うことが難しい場合は、大切に扱うことの意義や他者の思いを理解できるように、学習場面に即して、児童の生活経験等も踏まえながら具体的に教えるように配慮する。 ・自分の経験を文章にしたり、考えをまとめたりすることが困難な場合は、児童がどのように考えればよいのか、具体的なイメージを想起しやすいように、考える項目や順序を示したプリントを準備したり、事前に自分の考えたことを言葉や動作で表現したりしてから文章を書くようにするなどの配慮をする。 ・学習の振り返りの場面において学習内容の想起が難しい場合は、学習経過を思い出しやすいように、学習経過などの分かる文章や写真、イラスト等を活用するなどの配慮をする。
音 楽	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽を形づくっている要素(リズム、速度、旋律、強弱、反復等)の聴き取りが難しい場合は、要素に着目しやすくなるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの声部が並列している楽譜など、情報量が多く、自分がどこに注目したらよいのが混乱しやすい場合は、拡大楽譜などを用いて声部を色分けしたり、リズムや旋律を部分的に取り出してカードにしたりするなど、視覚的に情報を整理するなどの配慮をする。
図画工作	<ul style="list-style-type: none"> ・変化を見分けたり、微妙な違いを感じ取ったりすることが難しい場合は、造形的な特徴を理解し、技能を習得するように、児童の経験や実態を考慮して、特徴が分かりやすいものを例示したり、多様な材料や用具を用意したり、種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。 ・形や色などの特徴を捉えることや、自分のイメージをもつことが難しい場合は、形や色などに気付くことや自分のイメージをもつことのきっかけを得られるように、自分や友人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどの配慮をする。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・学習に集中したり、持続したりすることが難しい場合には、落ち着いて学習できるようにするため、道具や材料を必要最小限に抑えて準備したり、整理・整頓された学習環境で学習できるように工夫したりすることが考えられる。 ・活動への関心をもつことが難しい場合には、約束や注意点、手順等を視覚的に捉えられる掲示物やカードを明示したり、体感できる教材・教具を活用したりして関心を高めることが考えられる。 ・周囲の状況に気が散りやすく、包丁、アイロン、ミシンなどの用具を安全に使用することが難しい場合には、手元に集中して安全に作業に取り組めるよう、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保することなどが考えられる。
体育	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑な動きをしたり、バランスを取ったりすることに困難がある場合には、極度の不器用さや動きを組み立てることへの苦手さがあることが考えられることから、動きを細分化して指導したり、適切に補助しながら行ったりするなどの配慮をする。 ・勝ち負けにこだわったり、負けた際に感情を抑えられなかったりする場合には、活動の見通しがもてなかったり、考えたことや思ったことをすぐに行動に移してしまったりすることがあることから、活動の見通しを立ててから活動させたり、勝ったときや負けたときの表現の仕方を事前に確認したりするなどの配慮をする。
外国語	<ul style="list-style-type: none"> ・音声を聞き取ることが難しい場合、外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう、リズムやイントネーションを、教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。 ・1 単語当たりの文字数が多い単語や、文などの文字情報になると、読む手掛かりをつかんだり、細部に注意を向けたりするのが難しい児童の場合、語のまとまりや文の構成を見て捉えやすくするよう、外国語の文字を提示する際に字体をそろえたり、線上に文字を書いたり、語彙・表現などを記したカードなどを黒板に貼る際には、貼る位置や順番などに配慮する。
特別の教科 道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・他者との社会的関係の形成に困難がある児童の場合であれば、相手の気持ちを想像することが苦手な字義通りの解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあることなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要である。

外国語活動	<ul style="list-style-type: none"> ・音声を聞き取ることが難しい場合、外国語と日本語の音声やリズムの違いに気付くことができるよう、リズムやイントネーションを、教員が手拍子を打つ、音の強弱を手を上下に動かして表すなどの配慮をする。また、本時の流れが分かるように、本時の活動の流れを黒板に記載しておくなどの配慮をする。
総合的な学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な事象を調べたり、得られた情報をまとめたりすることに困難がある場合は、必要な事象や情報を選択して整理できるように、着目する点や調べる内容、まとめる手順や調べ方について具体的に提示するなどの配慮をする。 ・関心のある事柄を広げることが難しい場合は、関心のもてる範囲を広げることができるように、現在の関心事を核にして、それと関連する具体的な内容を示していくことなどの配慮をする。 ・様々な情報の中から、必要な事柄を選択して比べることが難しい場合は、具体的なイメージをもって比較することができるように、比べる視点の焦点を明確にしたり、より具体化して提示したりするなどの配慮をする。 ・学習の振り返りが難しい場合は、学習してきた場面を想起しやすいように、学習してきた内容を文章やイラスト、写真等で視覚的に示すなどして、思い出すための手掛かりが得られるように配慮する。 ・人前で話すことへの不安から、自分の考えなどを発表することが難しい場合は、安心して発表できるように、発表する内容について紙面に整理し、その紙面を見ながら発表できるようにすること、ICT機器を活用したりするなど、児童生徒の表現を支援するための手立てを工夫できるように配慮する。

◆各教科の『中学校学習指導要領解説』（平成29年6月 文部科学省）より

教科	配慮の例
国語	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の立場以外の視点で考えたり他者の感情を理解したりするのが困難な場合には、生徒が身近に感じられる文章（例えば、同年代の主人公の物語など）を取り上げ、文章に表れている心情やその変化等が分かるよう、行動の描写や会話文に含まれている気持ちがよく伝わってくる語句等に気付かせたり、心情の移り変わりが分かる文章の中のキーワードを示したり、心情の変化を図や矢印などで視覚的に分かるように示してから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。 ・比較的長い文章を書くなど、一定量の文字を書くことが困難な場合には、文字を書く負担を軽減するため、手書きだけではなくICT機器を使って文章を書くことができるようにするなどの配慮をする。 ・声を出して発表することに困難がある場合や人前で話すことへの不安を抱いている場合には、紙やホワイトボードに書いたものを提示したりICT機器を活用したりして発表するなど、多様な表現方法が選択できるように工夫し、自分の考えを表すことに対する自信がもてるような配慮をする。

社会	<ul style="list-style-type: none"> ・地図等の資料から必要な情報を見付け出したり、読み取ったりすることが困難な場合には、読み取りやすくするために、地図等の情報を拡大したり、見る範囲を限定したりして、掲載されている情報を精選し、視点を明確にするなどの配慮をする。 ・社会的事象等に興味・関心がもてない場合には、その社会的事象等の意味を理解しやすくするため、社会の動きと身近な生活がつながっていることを実感できるよう、特別活動などとの関連付けなどを通して、実際的な体験を取り入れ、学習の順序を分かりやすく説明し、安心して学習できるようにするなどの配慮をする。 ・学習過程における動機付けの場面において学習上の課題を見いだすことが難しい場合には、社会的事象等を読み取りやすくするために、写真などの資料や発問を工夫すること、また、方向付けの場面において、予想を立てることが困難な場合には、見通しがもてるようヒントになる事実をカード等に整理して示し、学習順序を考えられるようにすること、そして、情報収集や考察、まとめの場面において、どの観点で考えるのが難しい場合には、ヒントが記入されているワークシートを作成することなどの配慮をする。
数学	<ul style="list-style-type: none"> ・文章を読み取り、数量の関係を文字式を用いて表すことが難しい場合、生徒が数量の関係をイメージできるように、生徒の経験に基づいた場面や興味のある題材を取り上げ、解決に必要な情報に注目できるよう印を付けさせたり、場面を図式化したりすることなどの工夫を行う。 ・空間図形のもつ性質を理解することが難しい場合、空間における直線や平面の位置関係をイメージできるように、立体模型で特徴のある部分を触らせるなどしながら、言葉でその特徴を説明したり、見取図や投影図と見比べて位置関係を把握したりするなどの工夫を行う。
理科	<ul style="list-style-type: none"> ・実験を行う活動において、実験の手順や方法を理解することが困難である場合は、見通しがもてるよう、実験の操作手順を具体的に明示したり、扱いやすい実験器具を用いたりするなどの配慮をする。 ・燃烧実験のように危険を伴う学習活動においては、教師が確実に様子を把握できる場所で活動させるなどの配慮をする。
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽を形づくっている要素（音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成など）を知覚することが難しい場合は、要素に着目しやすくできるよう、音楽に合わせて一緒に拍を打ったり体を動かしたりするなどして、要素の表れ方を視覚化、動作化するなどの配慮をする。なお、動作化する際は、決められた動きのパターンを習得するような活動にならないよう留意する。 ・音楽を聴くことによって自分の内面に生まれる様々なイメージや感情を言語化することが難しい場合は、表現したい言葉を思い出すきっかけとなるよう、イメージや感情を表す形容詞などのキーワードを示し、選択できるようにするなどの配慮をする。
美術	<ul style="list-style-type: none"> ・形や色彩などの変化を見分けたり、微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合などにおいて、生徒の実態やこれまでの経験に応じて、造形の要素の特徴や働きがわかりやすいものを例示することや、一人一人が自分に合ったものが選べるように、多様な材料や用具を用意したり種類や数を絞ったり、造形の要素の特徴や働きがわかりやすいものを例示したりするなどの配慮をする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・造形的な特徴などからイメージを捉えることが難しい場合などにおいて、形や色などに対する気付きや豊かなイメージにつながるように、自分や他の人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどが考えられる。
保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・見えにくさのため活動に制限がある場合には、不安を軽減したり安全に実施したりすることができるよう、活動場所や動きを事前に確認したり、仲間同士で声を掛け合う方法を事前に決めたり、音が出る用具を使用したりするなどの配慮をする。 ・身体の動きに制約があり、活動に制限がある場合には、生徒の実情に応じて仲間と積極的に活動できるよう、用具やルールの変更を行ったり、それらの変更について仲間と話し合う活動を行ったり、必要に応じて補助用具の活用を図ったりするなど配慮をする。 ・リズムやタイミングに合わせて動くことや複雑な動きをすること、ボールや用具の操作等が難しい場合には、動きを理解したり、自ら積極的に動いたりすることができるよう、動きを視覚的又は言語情報に変更したり簡素化したりして掲示する、動かす体の部位を意識させる、操作が易しい用具の使用や用具の大きさを工夫したりするなどの配慮をする。 ・試合や記録測定、発表などの状況の変化への対応が求められる学習活動への参加が難しい場合には、生徒の実情に応じて状況の変化に対応できるようにするために、挑戦することを認め合う雰囲気づくりに配慮したり、ルールの弾力化や場面設定の簡略化を図ったりするなどの配慮をする。 ・日常生活とは異なる環境での活動が難しい場合には、不安を解消できるよう、学習の順序や具体的な内容を段階的に説明するなどの配慮をする。 ・対人関係への不安が強く、他者の体に直接接触することが難しい場合には、仲間とともに活動することができるよう、ロープやタオルなどの補助用具を用いるなどの配慮をする。 ・自分の力をコントロールすることが難しい場合には、状況に応じて力のコントロールができるよう、力の出し方を視覚化したり、力の入れ方を数値化したりするなどの配慮をする。 ・勝ち負けや記録にこだわり過ぎて、感情をコントロールすることが難しい場合には、状況に応じて感情がコントロールできるよう、事前に活動の見通しを立てたり、勝ったときや負けたとき等の感情の表し方について確認したりするなどの配慮をする。 ・グループでの準備や役割分担が難しい場合には、準備の必要性やチームで果たす役割の意味について理解することができるよう、準備や役割分担の視覚的な明示や生徒の実情に応じて取り組むことができる役割から段階的に取り組ませるなどの配慮をする。 ・保健の学習で、実習などの学習活動に参加することが難しい場合には、実習の手順や方法が理解できるよう、それらを視覚的に示したり、一つ一つの技能を個別に指導したりするなどの配慮をする。
技術・家庭	<p>技術分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「A材料と加工の技術」の(2)において、周囲の状況に気が散りやすく、加工用の工具や機器を安全に使用することが難しい場合には、障害の状態に応じて、手元に集中して安全に作業に取り組めるように、個別の対応ができるような作業スペースや作業時間を確保したり、作業を補助するジグを用いたりすることが考えられる。 ・「D情報の技術」の(2)及び(3)において、新たなプログラムを設計することが難しい場合は、生

	<p>徒が考えやすいように、教師があらかじめ用意した幾つかの見本となるプログラムをデータとして準備し、一部を自分なりに改良できるようにするなど、難易度の調整や段階的な指導に配慮することが考えられる。</p> <p>家庭分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「B衣食住の生活」の(3)及び(5)において、調理や製作などの実習を行う際、学習活動の見通しをもったり、安全に用具等を使用したりすることが難しい場合には、個に応じた段階的に手順を写真やイラストで提示することや、安全への配慮を徹底するために、実習中の約束事を決め、随時生徒が視覚的に確認できるようにすることなどが考えられる。 ・グループで活動することが難しい場合には、他の生徒と協力する具体的な内容を明確にして役割分担したり、役割が実行できたかを振り返ることができるようにしたりすることなどが考えられる。
外国語	<ul style="list-style-type: none"> ・英語の語には、発音と綴りの関係に必ずしも規則性があるとは限らないものが多く、明確な規則にこだわって強い不安や抵抗感を抱いてしまう生徒の場合、語を書いたり発音したりすることをねらう活動では、その場で発音することを求めず、ねらいに沿って安心して取り組めるようにしたり、似た規則の語を選んで扱うことで、安心して発音できるようにしたりするなどの配慮をする。
特別の教科 道徳	<ul style="list-style-type: none"> ・他者との社会的関係の形成に困難がある生徒の場合であれば、相手の気持ちを想像することが苦手で字義通りの解釈をしてしまうことがあることや、暗黙のルールや一般的な常識が理解できないことがあることなど困難さの状況を十分に理解した上で、例えば、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、学習過程において想定される困難さとそれに対する指導上の工夫が必要である。

◆『高等学校学習指導要領解説 総則編』（平成30年7月 文部科学省）

第6章 第2節 1(1) 生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫より

配慮の例
<p>・例えば、弱視の生徒についての理科における観察・実験の指導、難聴や言語障害の生徒についての国語科における音読の指導、芸術科における歌唱の指導、肢体不自由の生徒についての保健体育科における実技の指導や家庭科における実習の指導、病弱・身体虚弱の生徒についての芸術科や保健体育科におけるアレルギー等に配慮した指導など、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）に応じて個別的に特別な配慮が必要である。また、読み書きや計算などに困難があるLDの生徒についての国語科における書くことに関する指導や、数学科における計算の指導など、教師の適切な配慮により対応することが必要である。更に、ADHD や自閉症の生徒に対して、話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導などの配慮も必要である。</p>

《参考文献、参考書籍等》

- ・「特別支援教育の推進について(通知)」(平成19年4月1日 文部科学省)
- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会)
- ・「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～」(平成25年10月 文部科学省)
- ・「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」(令和3年6月 文部科学省)
- ・「発達障害を含む障がいのる幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン ～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」(平成29年3月 文部科学省)
- ・「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」(平成29年3月 文部科学省)
- ・「小学校学習指導要領解説」「中学校学習指導要領解説」(平成29年6月 文部科学省)
- ・「高等学校学習指導要領」(平成30年3月 文部科学省)
- ・「高等学校学習指導要領解説」(平成30年7月 文部科学省)
- ・「改訂新版 LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」(平成25年4月30日 独立行政法人特別支援教育総合研究所)
- ・「専門研究B 発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究 ―二次障害の予防的対応を考えるために―(平成22年度～23年度)研究成果報告書」(平成24年3月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所)
- ・「発達障害のある子供たちのためのICT活用ハンドブック 通常の学級編」(筑波大学 平成25年度文部科学省調査研究委託事業)
- ・「ICT機器の活用事例集 児童の学習上の困難さを改善するために」(平成29年3月 東京都教育委員会)
- ・「『読めた』『わかった』『できた』読み書きアセスメント 活用&支援マニュアル」(平成29年3月 東京都教育委員会)

《関連リンク》

「音声教材 平成29年度会議配付資料」(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm

「国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センター」

http://icedd.nise.go.jp/index.php?action=pages_view_main&page_id=13

「特別支援教育推進実践ガイド」(岐阜県教育委員会)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/kennai-gakko/tokubetsu-shien/17783/index2.html>

「一人一人のニーズに応じた途切れのない支援のために 個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎのための手引き」(平成31年3月改訂版 岐阜県教育委員会)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/336376.pdf>